

# ソフトバンク Wi-Fi スポット利用規約

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（本規約の適用）

1. ソフトバンク Wi-Fi スポット利用規約（以下「本規約」といいます。）は、利用者による本サービス（次条に定めます。）の利用にあたり適用されるものとします。
2. 本サービスの利用にあたり、本規約のほか、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が定める4G通信サービス契約約款（以下「4G通信サービス契約約款」といいます。）が適用されるものとします。なお、利用者（次条に定めます。）が4Gサービスの契約者以外の場合は、4G通信サービス契約約款ではなく、次条第13号から第16号の規定に従い、読み替え後の契約約款等が適用されるものとします。
3. 本規約に定める内容と4G通信サービス契約約款との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社ホームページでの告知等その他当社所定の方法にて利用者に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、本サービスの提供条件は変更後の規定によるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、提供区域において無線LAN機器、無線回線および無線基地局設備等の電気通信設備を使用してインターネット接続を行う「ソフトバンク Wi-Fi スポット」を当社が利用者に提供する電気通信サービスをいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく当社との契約をいいます。
- (3) 「申込者」とは、第5条に定める要件を満たす方のうち、当社の定める方法により利用契約の申込をした者をいいます。
- (4) 「利用者」とは、申込者のうち、当社との間で利用契約が成立した者をいいます。
- (5) 「提供区域」とは、無線基地局設備取扱所において無線基地局設備から電波の届く範囲をいい、詳細は別紙1に定めます。
- (6) 「無線基地局設備」とは、無線回線を収容するために設置される交換設備（その交換設備に接続される設備を含みます。）をいいます。
- (7) 「無線基地局設備取扱所」とは無線基地局設備を設置する場所として当社が指定する取扱所をいいます。

- (8) 「無線 LAN 機器」とは、当社の無線基地局設備と通信する機能を有し、提供区域において使用される利用者のアンテナ設備および無線送受信装置をいいます。
- (9) 「無線回線」とは、無線基地局設備と無線 LAN 機器との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (10) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信用設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (11) 「位置情報」とは、提供区域において、ご利用の無線 LAN 機器がどの無線基地局設備の付近にあるかを示す情報をいいます。
- (12) 「ウェブ使用料」とは、インターネット接続に際し、加入が必須の料金プランをいいます。
- (13) 利用者が、当社が提供する 5 G 通信サービスの契約者である場合は、「4 G 通信サービス契約約款」を「5 G 通信サービス契約約款」に、「4 G サービス」を「5 G 通信サービス」に、それぞれ読み替えて適用するものとします。
- (14) 利用者が、当社が提供する Yahoo! BB 光等の契約者である場合は、「4 G 通信サービス契約約款」を「SoftBank 光/Yahoo! BB サービス/SoftBank Air/Yahoo! BB for Mobile」会員規約に読み替えるものとし、本契約の規定のうち「ウェブ使用料」および「パケット定額サービス」に関する部分は、適用しないものとします。
- (15) 利用者が、当社が提供するワイモバイルサービス、または当社が提供するワイモバイルサービスと提携する MVNO（以下「MVNO」といいます。）が提供するスマートフォンおよびモバイルデータ通信端末の契約者である場合は、「4 G 通信サービス契約約款」を「ワイモバイルの通信サービス契約約款」に、「ウェブ使用料」を「web 接続」または「無線 I P アクセスサービス」にそれぞれ読み替えるものとします。
- ※ワイモバイルの通信サービス約款は、ワイモバイル WEB サイト内の各種通信サービス契約約款・利用規約ページ、またはワイモバイル WEB サイト内の MVNO 紹介ページよりリンクされた各 MVNO ホームページ等にてご確認ください。

## 第 2 章 利用契約

### 第 3 条 (利用契約の単位)

当社は、申込者の 4 G 通信サービス契約約款に基づく電気通信サービス 1 契約ごとに 1 つの利用契約を締結します。この場合、1 つの利用契約により本サービスを利用できる利用者は、当該回線契約者 1 人に限られます。

### 第 4 条 (申込の方法)

本サービスの利用を希望する者は、当社の定める方法により利用契約の申込みを行う必要があります。

## 第5条（申込の資格・条件と契約の成立）

1. 当社は、第4条の申込があった場合は、次のすべてを満たす場合に限りその申込を承諾するものとし、申込の承諾をもって利用契約は成立します。
  - (1) 申込者が、以下のいずれかの要件を満たす方であること。
    - ① 当社が提供する4G通信サービス契約者または5G通信サービス契約者であること。
    - ② 当社が提供するYahoo! BBの契約者であること。
    - ③ 当社、またはMVNOが提供するワイモバイルの通信サービス契約約款の契約者であること。
  - (2) 申込者が、ウェブ使用料等、当社所定の付加機能の加入申込手続を完了していること。  
ただし、当社所定のデータ定額サービスまたは料金プラン等の契約者については、付加機能の契約申し込みが不要な場合があります。
  - (3) 申込者が、当社所定のデータ定額サービス等の加入申込手続を完了していること。  
※データ定額サービスの詳細については、4G通信サービス契約約款およびSERVICE & PLAN GUIDEをご確認ください。
2. 利用契約が成立した場合、当社は利用者に対して本サービスの利用に必要なIDおよびパスワードを付与します。

## 第3章 サービスの提供

### 第6条（本サービスの提供区域）

1. 当社は、別紙1の提供区域において本サービスを提供します。
2. 利用者は、提供区域は追加、削除等により変更される可能性があること、および当該提供区域の変更に関し当社は何らの責任も負うものではないことを予め承諾します。

### 第7条（通信）

本サービスはIEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n、IEEE802.11ac、またはIEEE802.11axに準拠するインターフェースにより通信を行うことができます。ただし、当社は、そのインターフェースに規定する符号伝送速度を保証しません。また、ご利用になる無線基地局設備によりご利用できないインターフェースもあります。

### 第8条（無線回線による制約）

本サービスにおいては、次の各号の理由により、無線回線を利用した通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または本サービスが全く利用できない状態となることがあります。

- (1) 無線回線に係る回線距離および無線基地局設備の設備状況
- (2) 他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害および電波干渉等
- (3) 電気製品および特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害および電波干渉等
- (4) 遮蔽物による電波障害
- (5) 無線 LAN 機器の故障

## 第9条 (利用の制限)

1. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設することがあります。この場合、提供区域であっても本サービスの提供を行うことができなくなる場合があります。
2. 無線基地局設備には同時接続可能数に限りがあるため、最大同時接続数を超えた場合は利用できません。また、同時に接続する利用者の利用状況等により最大同時接続数が異なる場合があります。
3. 利用者が本サービスを通じて閲覧しようとする情報のアドレスが、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が提供する児童ポルノアドレスリストに該当する場合、本サービスにおいて提携している他事業者が当該情報の閲覧を制限することがあります。また、当該他事業者が児童ポルノに該当するとして閲覧を制限した情報は、本サービスにおいても閲覧が制限されることがあります。
4. 無線 LAN 機器の機種によっては、一部の提供区域で本サービスをご利用できない場合があります。
5. 当社は、別途定める無線基地局設備に係る業務区域において、利用者が通信を行う場合に、当社が別途定めるソフトウェアまたは通信プロトコルに係る通信等を制限することがあります。
6. 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。

## 第10条 (通知)

当社は、当社が利用者に別途提供するメールサービス (SMS/MMS) を通じて、利用者に本サービスに関する情報を配信することができるものとします (配信された情報を閲覧する際に通信料がかかる場合があります)。

## 第4章 使用料金等

### 第11条 (利用料金等)

本サービスの月額使用料金は513.7円とします。なお、月途中で本サービスの申込または解除があった場合、月額使用料金を日割り計算にて請求いたします。

ただし、当社が提供するYahoo! BBの契約者の場合は、月額使用料金を日割り計算は行わずに請求いたします。

## 第5章 利用者の責務等

### 第12条 (サービスの利用)

1. 利用者は、本サービスの利用およびその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、利用者による本サービスの利用に関連または起因して、他の利用者または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該利用者は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。
2. 無線基地局設備取扱所によっては、利用場所や営業日、営業時間により本サービスの利用が制限されることがあります。また、無線基地局設備取扱所以外の場所において、本サービスを利用してはならないものとします。

### 第13条 (ID・パスワードの管理)

1. 当社は、利用者に対して本サービスの利用に必要なIDおよびパスワード(以下「ID等」といいます。)を付与します。また、利用者は自らに付与されたID等を、自己の責任で管理するものとします。
2. 当社が利用者へ付与したID等を用いて本サービスの利用が開始された場合、当該サービスの利用開始からその後の本サービスからのログアウトまでの一連の通信は、当該ID等を付与された利用者自身の正当な権限により行われたものとみなします。また、当社は、ID等の使用上の過誤や、第三者が利用者のID等を使用したことによる損害の責任を負いません。
3. 利用者は、ID等の譲渡、貸与および名義変更をすることはできません。

### 第14条 (禁止事項)

1. 利用者は本サービスの利用にあたって通信サービス契約約款別記に定める不適切な行為を行ってはならないものとします。
2. 前項に規定する行為があったと当社が認めた場合、当社はいつでも利用契約を解除することができます。
3. 利用者が本サービスを利用することができる無線LAN機器は、当社が別紙2において指定するものに限るものとします。

### **第15条（無線LAN機器の管理等）**

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要な無線LAN機器を、自己の費用と責任をもって維持するものとします。
2. 利用者は、本サービスが、公衆の場における無線回線を用いたサービスであることに鑑み、無線LAN機器に適切なセキュリティ対策を施す等、自己の費用と責任において十分な注意を払うものとします。
3. 利用者が本サービスを利用できなかった場合または第三者より被害を受けた場合であっても、当社は一切責任を負わず、また料金等の減額・返還等には応じないものとします。

## **第6章 本サービスの停止等**

### **第16条（利用者側事由による提供停止）**

4G通信サービス契約約款に基づき、利用者の4G通信サービスの利用停止があった場合は、当社は、当該利用者に対する本サービスの提供も停止する場合があります。

### **第16条の2（本サービスの変更）**

当社は、自らの判断により、利用者に対し何ら通知等することなく、本サービスの全部または一部を変更することができるものとします。

### **第17条（責任の制限）**

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、すべての提供区域において本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間を超えてその状態が継続したときに限り、利用者の損害賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、利用者が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、利用者が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、かかる額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。

### **第18条（免責）**

1. 当社は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について責を負わないものとします。
2. 当社は、本規約、4G通信サービス契約約款、その他本サービスに適用される定めにおける他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
3. 当社は、本規約の変更により利用者が有する設備の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担しないものとします。
4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合の他、利用者に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。

## 第7章 利用契約の終了

### 第19条（利用者が行う利用契約の解約）

利用者が本サービスの解約を希望する場合、当社の定める方法により解約手続きを行うものとします。

### 第20条（利用契約の終了）

4G通信サービス契約約款に基づいて行われた契約解約・変更、または申込の解除・変更等により、利用者が第5条に定める本サービスの申込資格・条件を満たさなくなった場合、当社からの何らの意思表示なく当然に本サービスの利用契約は終了するものとします。

### 第21条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、利用者が本規約または4G通信サービス契約約款に違反した場合には利用契約を解除できるものとします。

## 第8章 その他

### 第22条（パーソナルデータの取り扱い）

1. 当社は、申込者および利用者に係るパーソナルデータを「プライバシーポリシー」の定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. 利用者は、利用者による本サービス利用時に、当社が利用者の「契約者固有 ID/通信機器等固有 ID」を、暗号化された認証処理により認証情報として取得することを、予め承諾します。
3. 当社は、利用者に係る個人情報と位置情報を、以下の目的で利用します。

- (1) 広告配信など当社がお客様に有益と認める情報表示および配信
  - (2) サービス品質向上および新サービス開発
  - (3) 各種サービスのご利用状況、利用者の分布・動線などの統計的分析
4. 当社は、利用者に係る個人情報と位置情報を、個人を特定できない形式に加工したうえで、コンテンツプロバイダー等の第三者に情報提供することがあります。
  5. 利用者は、前2項の利用および第三者提供を希望しない場合、当社に当該利用および第三者提供を停止するよう申告できるものとします。当社は、利用者ご本人確認のうえ、当該利用および第三者提供を停止するものとします。
  6. パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

### 第23条（合意管轄）

申込者または利用者と当社との間で本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要性が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

発行日：2010年12月10日

更新日：2011年 2月18日

更新日：2011年 4月28日

更新日：2011年12月 1日

更新日：2012年 4月 4日

更新日：2012年 6月21日

更新日：2012年 8月14日

更新日：2012年 9月21日

更新日：2013年 3月 1日

更新日：2013年 7月18日

更新日：2013年 8月 9日

更新日：2014年 4月 1日

更新日：2014年 6月 2日

更新日：2014年 7月 1日

更新日：2015年 4月 1日

更新日：2015年 7月 1日

更新日：2015年10月27日

更新日：2016年 9月30日

更新日：2017年12月 1日



更新日：2020年 4月28日

更新日：2021年 4月 1日

更新日：2022年 4月 1日

更新日：2022年12月22日

更新日：2024年 2月 1日

以上

## 附則

当社は本サービスを、当社が提供するキャンペーンや割引サービス等のために、利用規約で定める申込の方法、利用料金、申込の資格、解約手続き等の条件を一部変更したうえで提供する場合があります。なお変更される内容や条件は都度当社所定の方法でお知らせするものとします。

以上

別紙1

提供区域

- ・ソフトバンク Wi-Fi スポットエリア

(<https://www.softbank.jp/mobile/network/wifispot/>)

以上

## 別紙2

当社が指定する以下通信機器のうち、ソフトバンク Wi-Fi スポットに対応しているもの。ただし、第5条第1号に定める、当社、またはMVNOが提供するいずれかの回線契約が有効なUSIMが挿入されていること。ただし、当社が指定する回線契約の場合は有効なUSIMの挿入有無は問わない。

- SoftBank スマートフォン (X シリーズ含む)
- MVNOのスマートフォン
- モバイルデータ通信機器

以上